

資料1 当センターによるヒアリング先（支援団体・当事者団体・有識者等）

当センターが実施したヒアリング先については次のとおり。

	ヒアリング先	概要	実施日
①	神奈川県立高等学校スクール ソーシャルワーカー	生徒の相談対応	6月10日
②	特定非営利活動法人 パノラマ	校内居場所カフェの運営	6月10日
③	一般社団法人 全国居住支援法人協議会	居住支援	6月23日
④	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	分野を限定しない電話相談	7月5日
⑤	一般社団法人 ひきこもりUX会議	当事者による居場所づくり、 情報発信活動	7月13日
⑥	一般社団法人 ヤングケアラー協会	当事者によるオンラインコミ ュニティ、相談、研修	10月4日
⑦	東京都立大学人文社会学部・ 大学院人文科学研究科教授 阿部 彩氏	貧困・格差論、社会保障論、 社会政策	7月26日

実施日はいずれも2022年

資料2 過去のヒアリング結果の分析

1 ヒアリングの概要と分析について

ここでは、困窮に係る現状の課題や必要とされている支援等を明確にするため、2022年1月から6月まで、半年にわたって県生活援護課が実施した支援団体等へのヒアリングの議事録を使用した分析を行う。

分析は、インタビュー記録や新聞記事などのテキストデータから、語と語の結びつきを探る「共起ネットワーク分析」と呼ばれる手法により行い、本調査研究では、計量テキスト分析及びテキストマイニングのためのフリーソフトウェアであるKH Coder⁶²を使用した。KH Coder にテキストデータを取り込むと、抽出語又はコードを用いて、出現パターンの似通ったものを線で結んだ図、すなわち共起関係を線で表したネットワークが描かれる。また、関連性の高い語を自動的に色分けし、出現数が多い語ほど円が大きく示される。

まず、それぞれの支援団体等の活動分野で特に課題となっている点や課題に対応して必要となる支援などの関連性を把握するため、ヒアリング先ごとに分析を行い、ヒアリングの中で頻出している語や関連して用いられている語の組み合わせ、また関連性の強弱などを可視化し、考察を行った。その上で、支援団体等によって異なる活動分野を超えて共通して求められる支援を明らかにするため、13のヒアリング先を一括して分析し、考察をした。

議事録をテキストデータとして用いた13のヒアリング先については次のとおり。

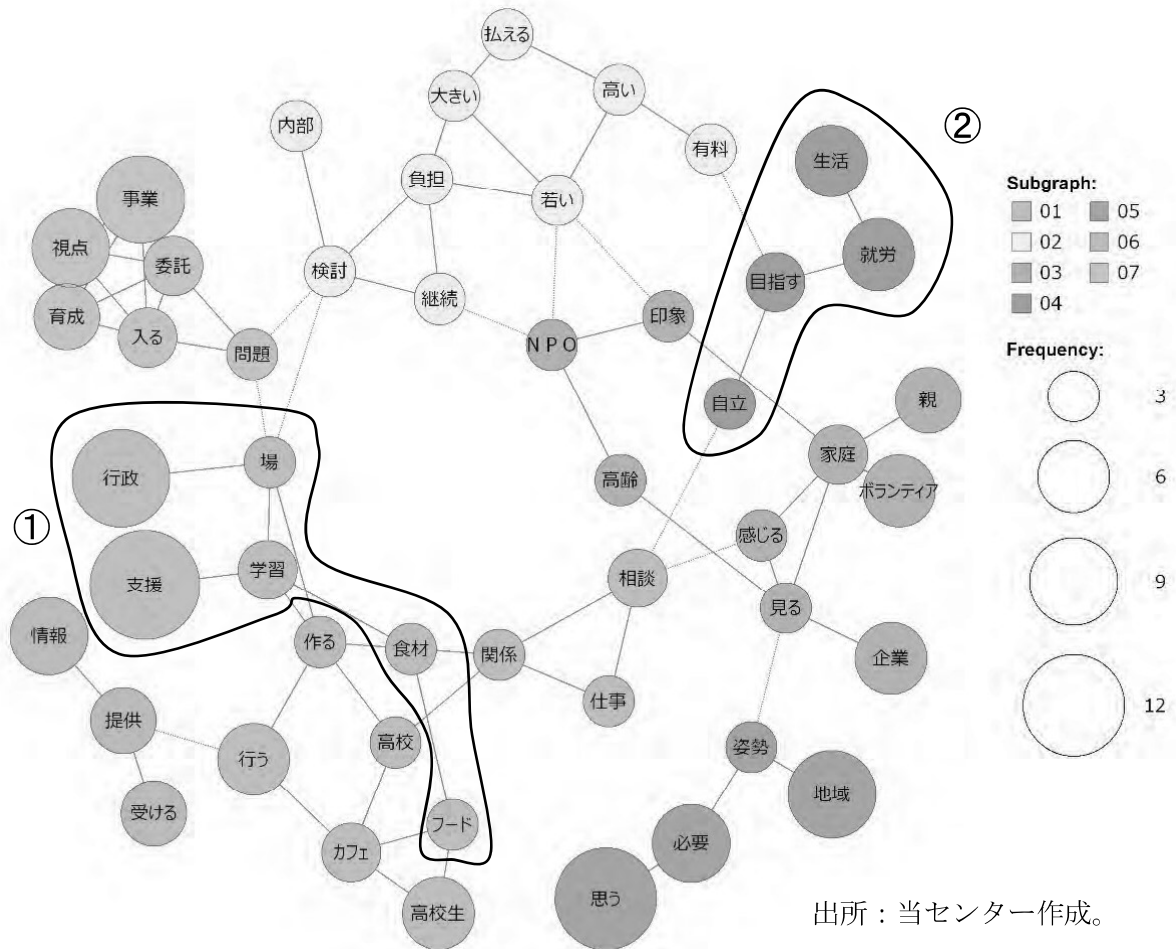
ヒアリング先	概要	実施日
一般社団法人インクルージョンネットかながわ	生活困窮者や困難を抱える人への相談支援等	1月20日
特定非営利活動法人子どもと生活文化協会	若者や子どもの社会的自立支援等	1月27日
NPO法人フリースペースたまりば	居場所づくり	1月27日
かながわ外国人すまいサポートセンター	外国人の居住支援	2月2日
寿支援者交流会	路上生活者支援	2月3日
多言語支援センターかながわ	多言語による情報提供及び通訳支援	4月15日
大学事務局	学生の活動支援及び経済支援	5月17日

⁶² KH Coder については次のHPを参照、[<https://kncoder.net/>]

NPO法人子ども支援センターつなぐ	身体的、精神的虐待を受けた子どもの支援	6月1日
一般社団法人ゆめさぼ	親と離れて暮らす子どもへの支援	6月2日
認定特定非営利活動法人キッズドア	学習支援	6月3日
全国父子家庭支援ネットワーク	支援者及び当事者のプラットフォーム	6月3日
株式会社キズキ（キズキ共育塾）	学び直し支援	6月6日
ケアリーバー	ケアリーバー当事者	6月24日

実施日はいずれも2022年

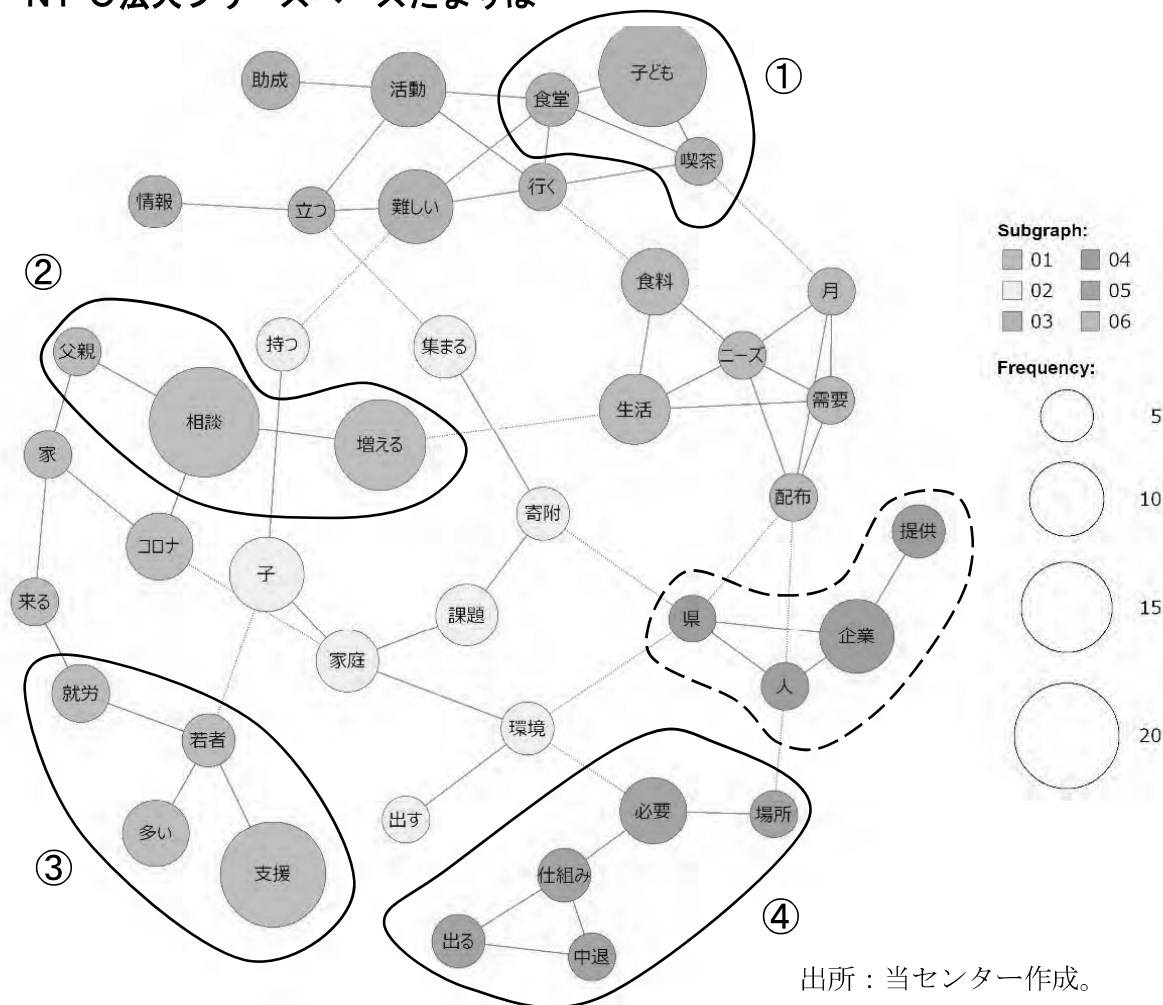
(2) 特定非営利活動法人子どもと生活文化協会



【複数の活動における支援ー①】「学習」「支援」に対するニーズが見られるが、特筆すべきはそれらが「食材」や「フード」とつながっていることである。子ども食堂や「フード」バンクが連想され、「場」や「行政」とも関連があることから、一つではない活動（学習支援、食料提供、相談対応等）に対して「行政」も含めた協働により、居場所づくりと絡めた支援を実現していくことや支援の幅を広げることが求められていると考えられる。

【自立支援の突破口ー②】このグループについては頻出度が均衡で関連性が見られ、「自立」を目指す一步として「就労」支援が重要なポイントであり、その後安定した「生活」につながる可能性があることを示唆している。

(3) NPO法人フリースペースたまりば

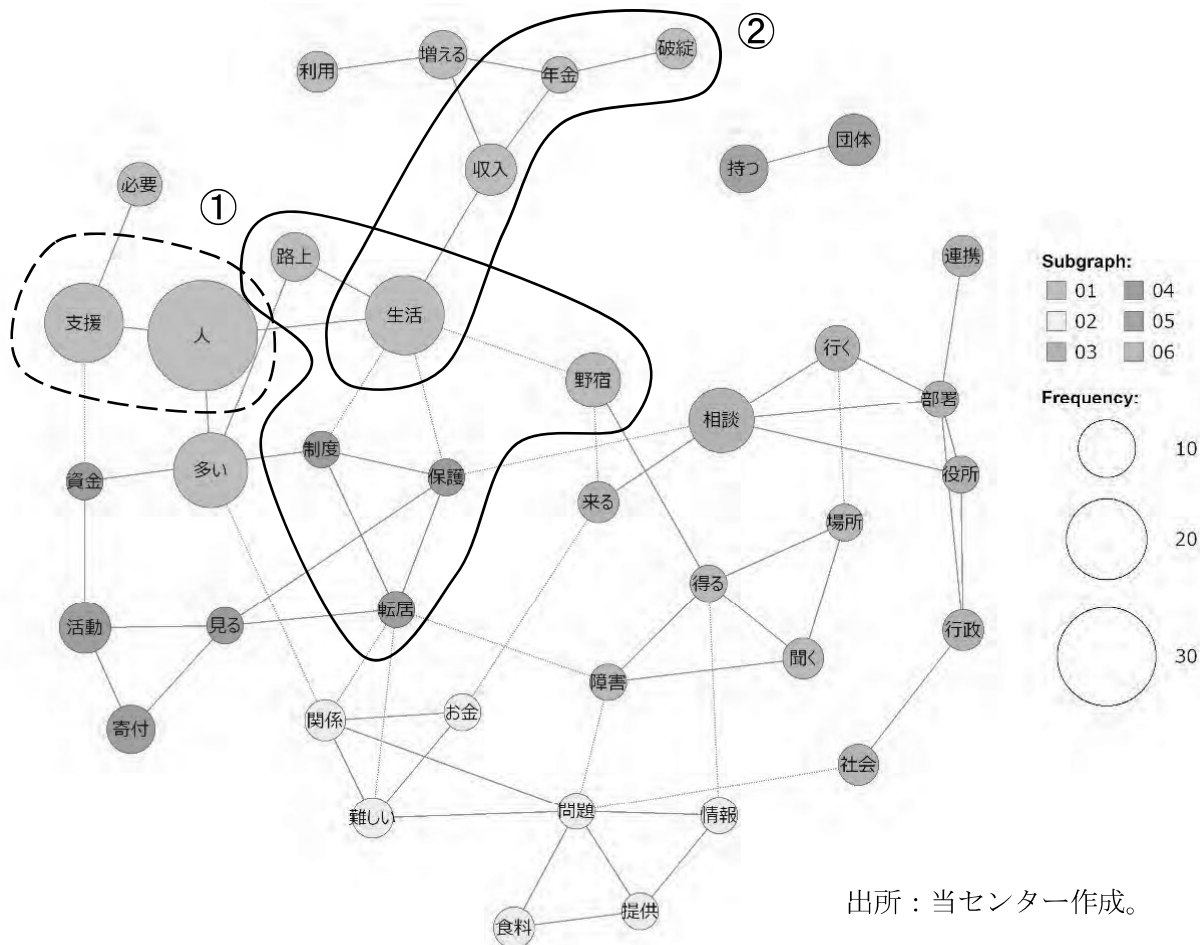


【複数の役割を担うNPO—全体】頻出度の高い①「子ども」、②「相談」、③「支援」、④「必要」があるそれぞれのグループを見ると、「子ども」「父親」「若者」「中退(者)」という要支援者が含まれており、1つのNPOが異なるニーズ又は属性を持つ要支援者に対する支援や活動を行い、複合的な役割を持っていることがうかがえる。

【父親に対する支援や実態把握—②】「相談」と結びついている「父親」の存在は、家庭内環境に影響を与え、その結果「相談」が「増え」た可能性がある。例えば、コロナ禍のテレワーク推進や失業等で「父親」の家庭滞在時間が長くなることが問題となるか、「父親」という切り口で子育てへの影響や支援を検討する必要がある。

【若者への支援—③、④、点線】「若者」への「支援」の必要性和「就労」との関連が示されている。また、「中退」「仕組み」「必要」が関連づけられていることから、学習機会を得られなかったことによって安定的な収入につながる就労が実現できておらず、解決策として「県」と協定した「企業」との連携も考えられる。

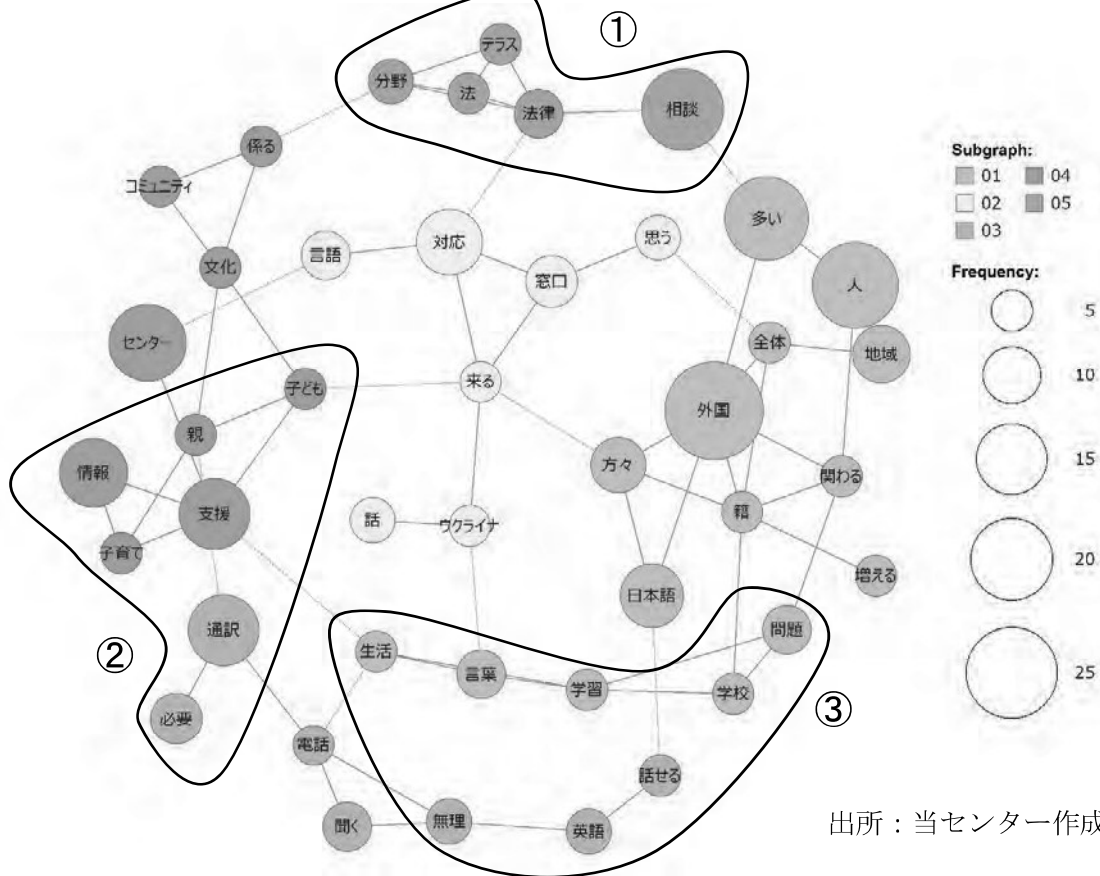
(5) 寿支援者交流会



【住まいに関する支援—①】最も多く出現したのが「人」と「支援」であるが、その周辺を見ると「路上」と「野宿」が「生活」と結びついている。住まいの確保に困窮している人に対しては、適切な「制度」や（生活）「保護」につないだり、「転居」を支援したりすることが、その「人」の「生活」を「支援」することになることがうかがえる。

【見えない高齢者の困窮—②】比較的頻出している「生活」と「収入」に注目し、関連する語を見ると、「年金」という公助の枠の中にもいたとしても、生活が「破綻」する等困窮している場合があるということを示唆している。例えば、退職を機に年金生活に入り収入が減る、あるいは、何らかの負債を抱えていることで、これまでの生活水準のままでは家計を維持できないなど、年金を受給していても困窮する可能性があるといえる。

(6) 多言語支援センターかながわ



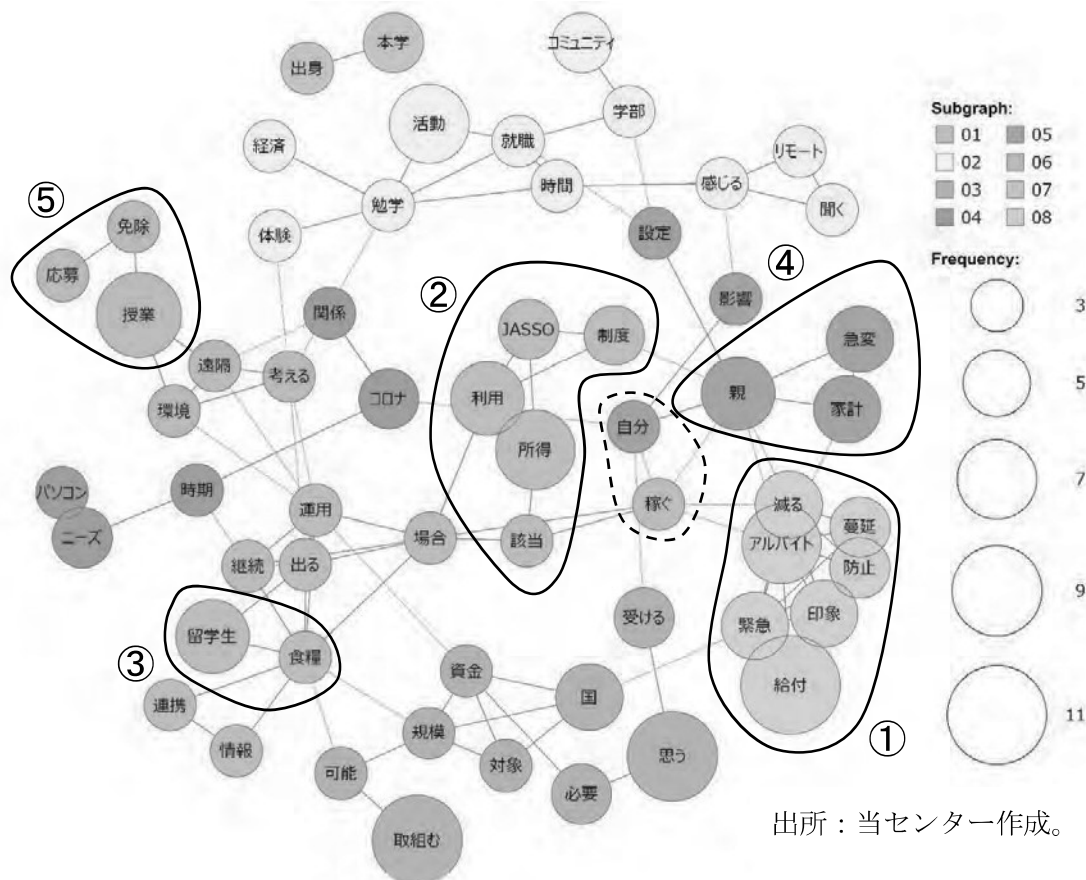
【専門家との連携－①】頻出度の高い「相談」には「法律」／「法」が関連付けられ、それぞれの「分野」に対する専門性を持った対応が求められていることが分かる。法的なトラブルによる困窮に対して、支援団体と専門性のある団体との連携の推進や体制の確立、社会づくりが求められる。

【教育面のサポート－②】「情報」と「支援」も多く頻出しており、外国につながる「子ども」を持つ「親」の「子育て」に関するものであることが分かる。教育現場における児童・生徒へのケアや保護者への配慮の必要性もうかがえるが、「情報」の「支援」に際しては、「通訳」により言語面の「支援」を行うことも「必要」といえる。

【言葉に関するサポート－③】「生活」から「言葉」「学習」「学校」、そして「問題」とつながっており、「言葉」の壁が「生活」や「学校」に影響していることが分かる。言語の多様化に対して、「英語」が通じない（図中の「無理」）場合に、私たち一人ひとりが実践できる「やさしい日本語⁶³」の普及は課題解決の糸口といえる。

⁶³ 「やさしい日本語」については注 25 参照

(7) 大学事務局



【コロナ禍の学生への影響－①】最も頻出している「給付」の周辺から、「緊急」事態宣言や「蔓延」「防止」措置により「アルバイト」が「減る」という影響を受けた学生への「給付」金などの実施が行われたことが現れている。また、点線内の「自分」と「稼ぐ」がつながっていることから、金銭面で親に頼らずに「自分」で何とかしようとする学生も多いのではないかと推測される。

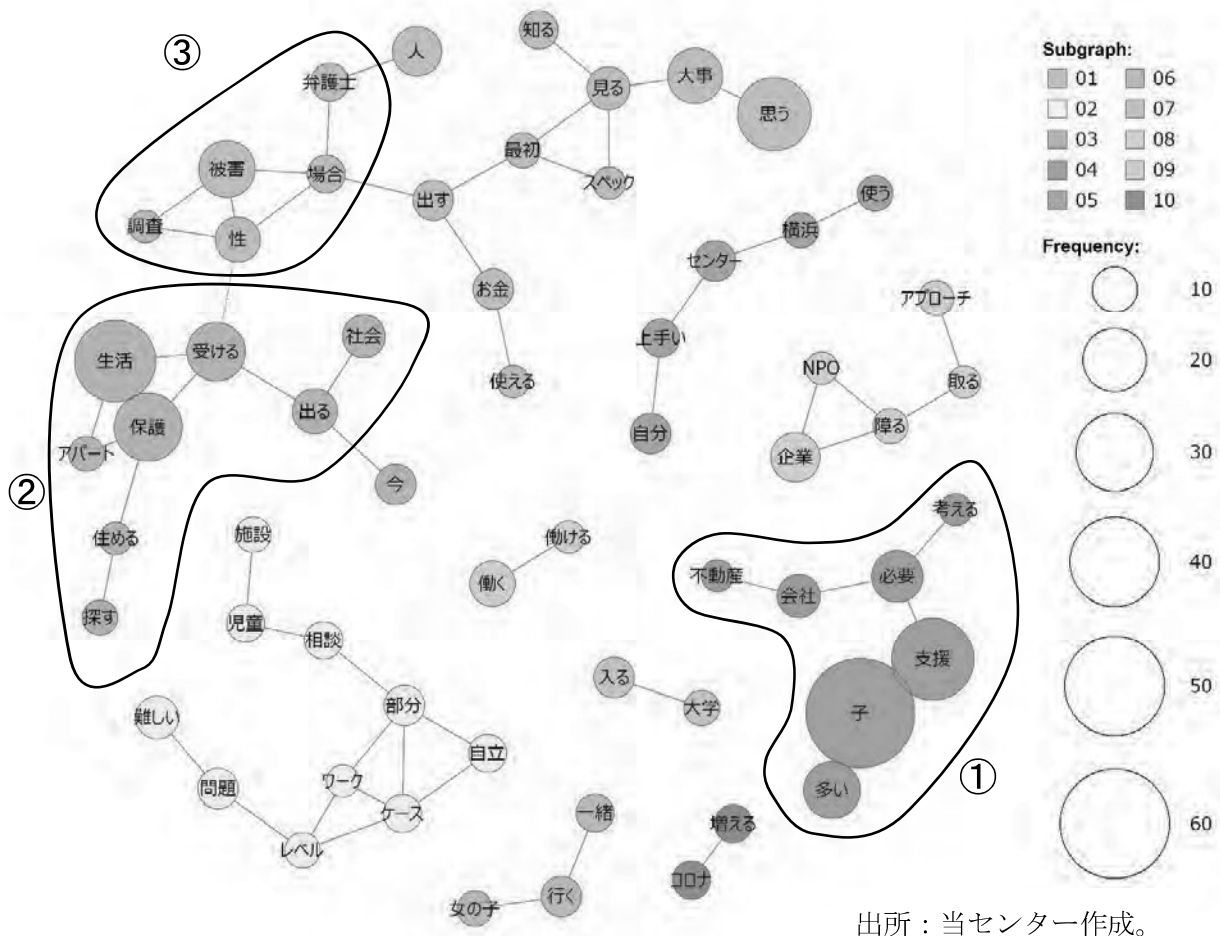
【制度利用における所得制限の壁－②】「JASSO」（日本学生支援機構）の奨学金等の「制度」を「利用」するに当たり、親や世帯の「所得」が「該当」するかどうか条件となっていることがうかがえる。親の支援を受けずに学生個人が学費を負担している場合、アルバイトの機会減少も影響し、学生個人が困窮状態に陥る可能性がある。

【留学生の困りごと－③】比較的多く出現している「留学生」については、「食糧」支援の必要性が高いことを示唆している。同じ外国籍の人でも永住者や長期滞在者とは違い、学校と関係の深い「留学生」は、学校を起点とした支援ニーズの掘り起こしなど別の切り口での支援方法が考えられる。

【親の家計急変－④】コロナ禍で学費や生活費を援助している「親」の「家計」が「急変」したことを表している。

【授業料免除のニーズ－⑤】「授業」料を「免除」する制度へのニーズがあることがうかがえる。支援を必要としており、申請すれば「免除」になる学生が確実に「応募」できるよう、情報提供などのサポートを行うことが重要と考えられる。

(8) NPO法人子ども支援センターつなぐ



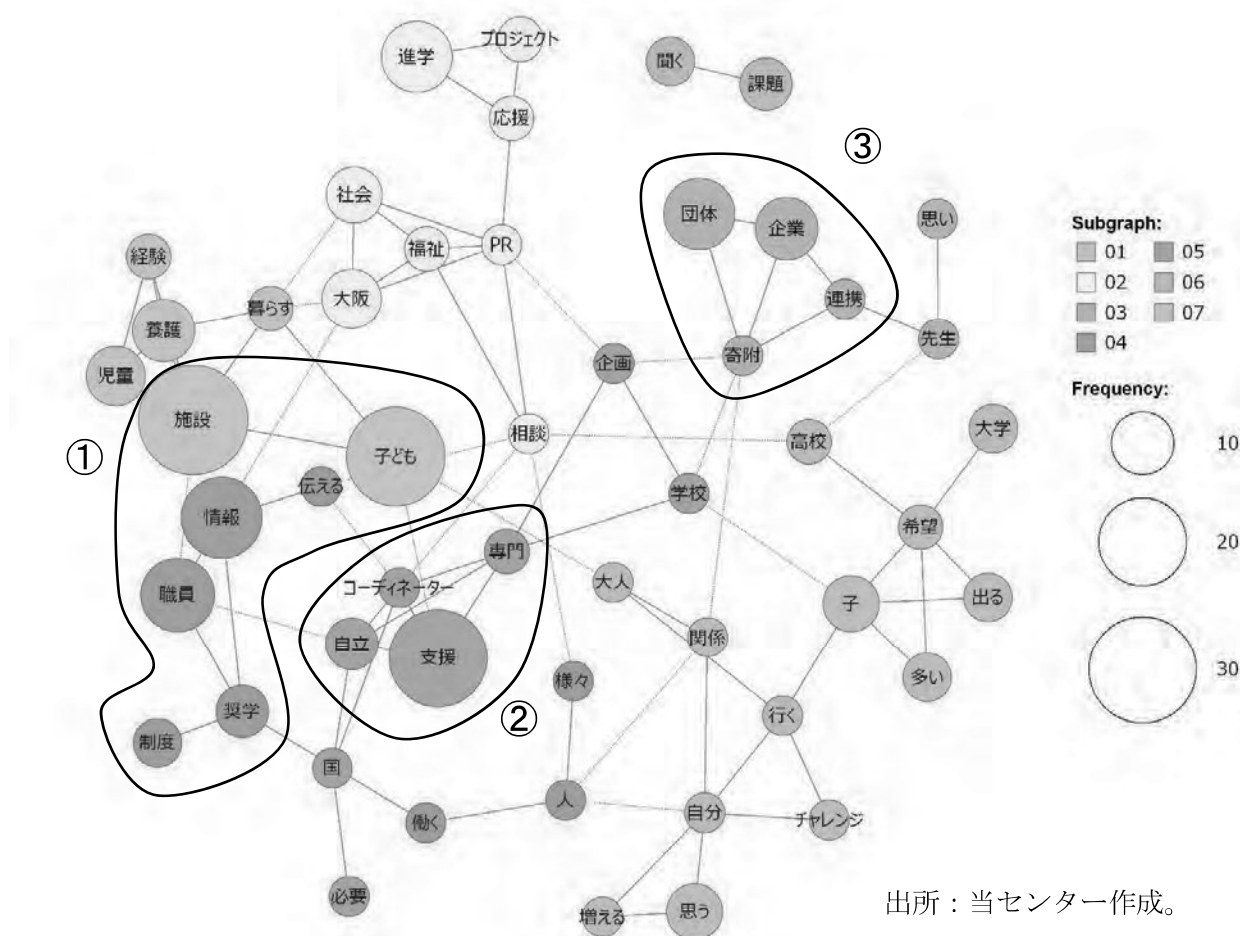
【不動産会社との連携－①】最も多く頻出している「子」、「支援」の周囲の関連性を見ると「不動産」「会社」「必要」「考える」とつながっている。性被害やDV等で親と同居できない状態になった場合に、未成年ということを理由に借りられる住居がないケース等に対応できる居住支援の必要性があることが示唆され、今後は「不動産」事業との連携の可能性を探っていく必要があるといえる。

【若者の生活保護－②】若者の「生活」「保護」について、「住める」家を「探す」ことが課題(※)となっており、「生活」「保護」を「受ける」こと自体が「社会」に「出る」ことになったときに与える影響や、必要な若者が受給できていない可能性がうかがえる。

※ オーナーの方針により生活保護受給者を受け入れない場合があり、同じ家賃でも質の低い住宅にしか入居できないケースがある。

【専門家の必要性－③】この団体は、医師や「弁護士」が設立した経緯があり、ワンストップ支援を行うためには専門家を実働スタッフとして雇えることが好ましいといえる。例えば「性」「被害」にあった子どものケアや、関連した「調査」を専門家が行うことによってより効果のある支援が期待される。

(9) 一般社団法人ゆめさば

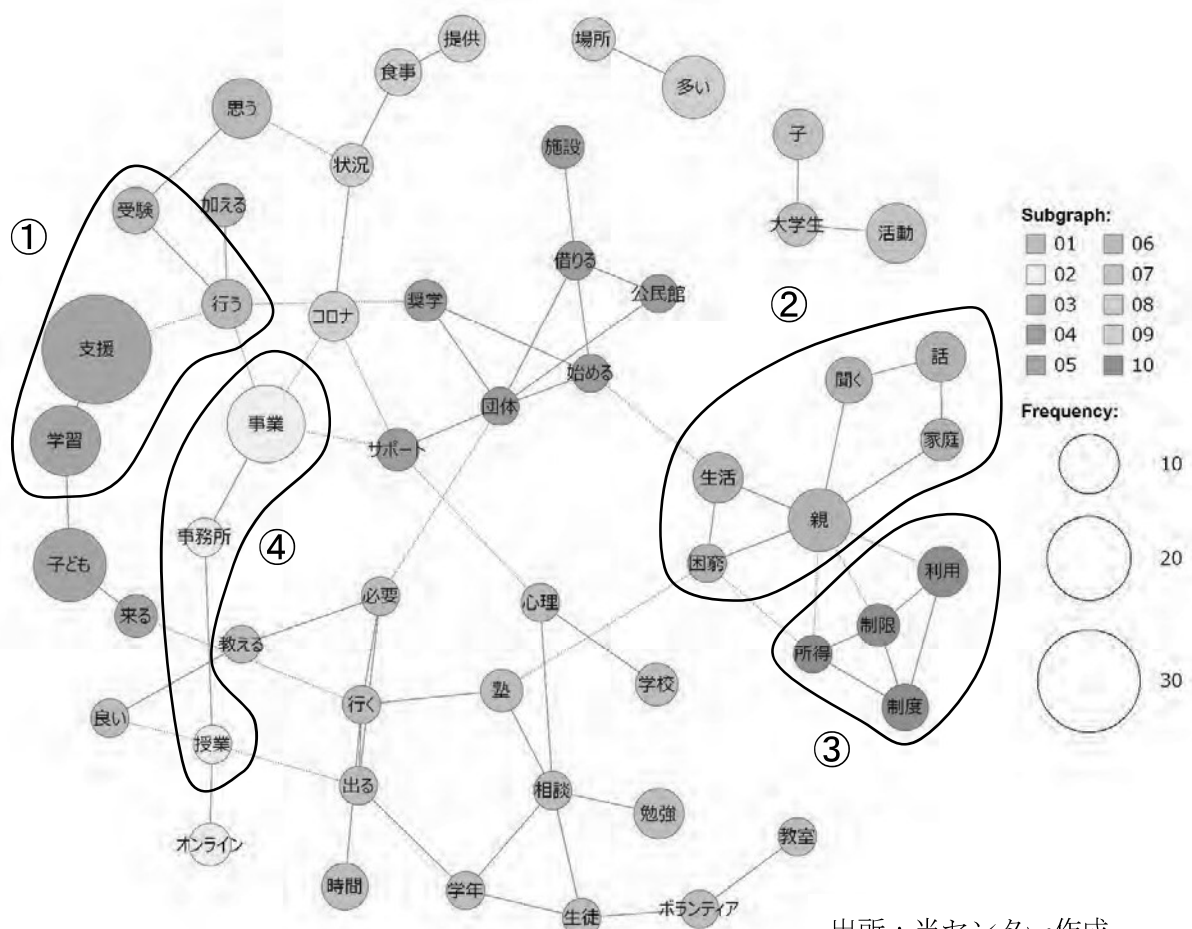


【情報提供支援の示唆－①】「施設」にいる「子ども」の主な「情報」源は「職員」からとなることが推測される。インターネット等の「情報」収集ツールへのアクセスが難しい場合や、「情報」収集能力が低いことが想定されるため、「奨学」金などの「制度」に関する「情報」の量や質を確保し、「職員」に対する「情報」提供支援をすることが、「施設」の「子ども」達へ「情報」を「伝える」ことにつながる。

【専門人材の必要性－②】 頻出している言葉の一つである「支援」には「専門」、「コーディネーター」、「自立」が関連している。「専門」的な知識のある「自立」「支援」「コーディネーター」との連携により子どもの希望を踏まえて寄り添いながら、ケアをする取組みの拡充が求められる。

【寄附の促進－③】「団体」と「企業」の「連携」により、「寄附」を促進し、ある特定の事業に対する、縛りのある助成金という形ではなく、人件費などに使える用途に制限のないお金の出どころとして「企業」からの「寄附」が期待されている。

(10) 認定特定非営利活動法人キッズドア



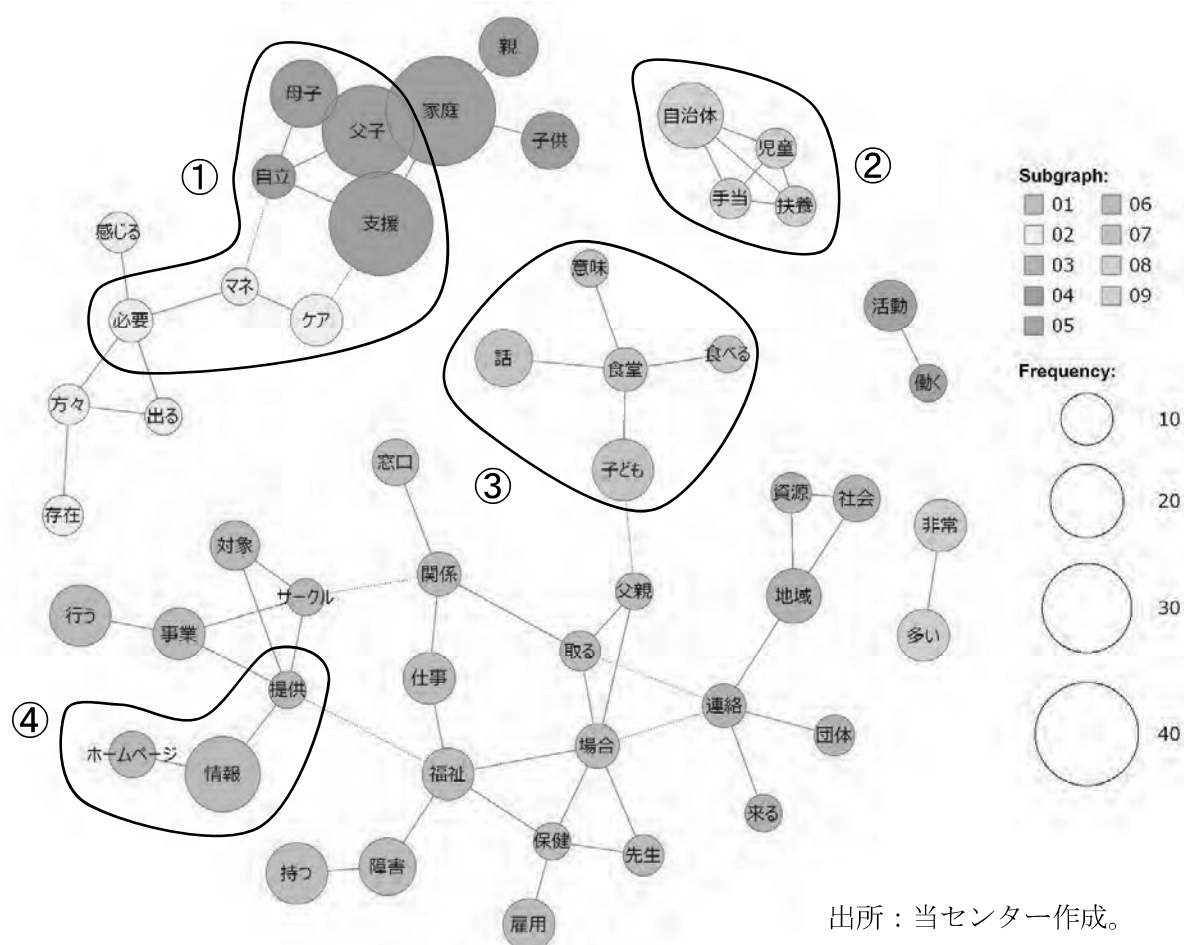
【受験を控えた子どものサポートー①】学習進捗や経済的な理由により「受験」を諦めた場合のその後の就労への影響を考えると、高校や大学「受験」の節目を迎えるタイミングでの「学習」「支援」を「行う」ことが重要である。

【家庭へのヒアリングー②】学習支援を受けることを求めてやってきた「親」の「話」を「聞く」ことで、「学習」面以外の困りごとなど「家庭」の中であって見えていない「生活」「困窮」の状態を把握することができる可能性があることを示唆している。

【制度の利活用ー③】困窮していても、わずかに「所得」「制限」の金額を上回る場合は、「制度」を「利用」できない。「制度」に対して「所得」「制限」を設けることは、必要な人に支援が行き届かない可能性があることを示唆している。

【活動場所の確保ー④】各地に「事務所」を構えることで、「授業」を行う範囲が広がり、「事業」としての支援拡充が見込まれる。「事務所」を借りるにあたって、生活困窮者対策を理由として賃貸料を低廉化してもらい、適した物件を紹介してもらいなど不動産事業との連携も見据える必要がある。

(11) 全国父子家庭支援ネットワーク



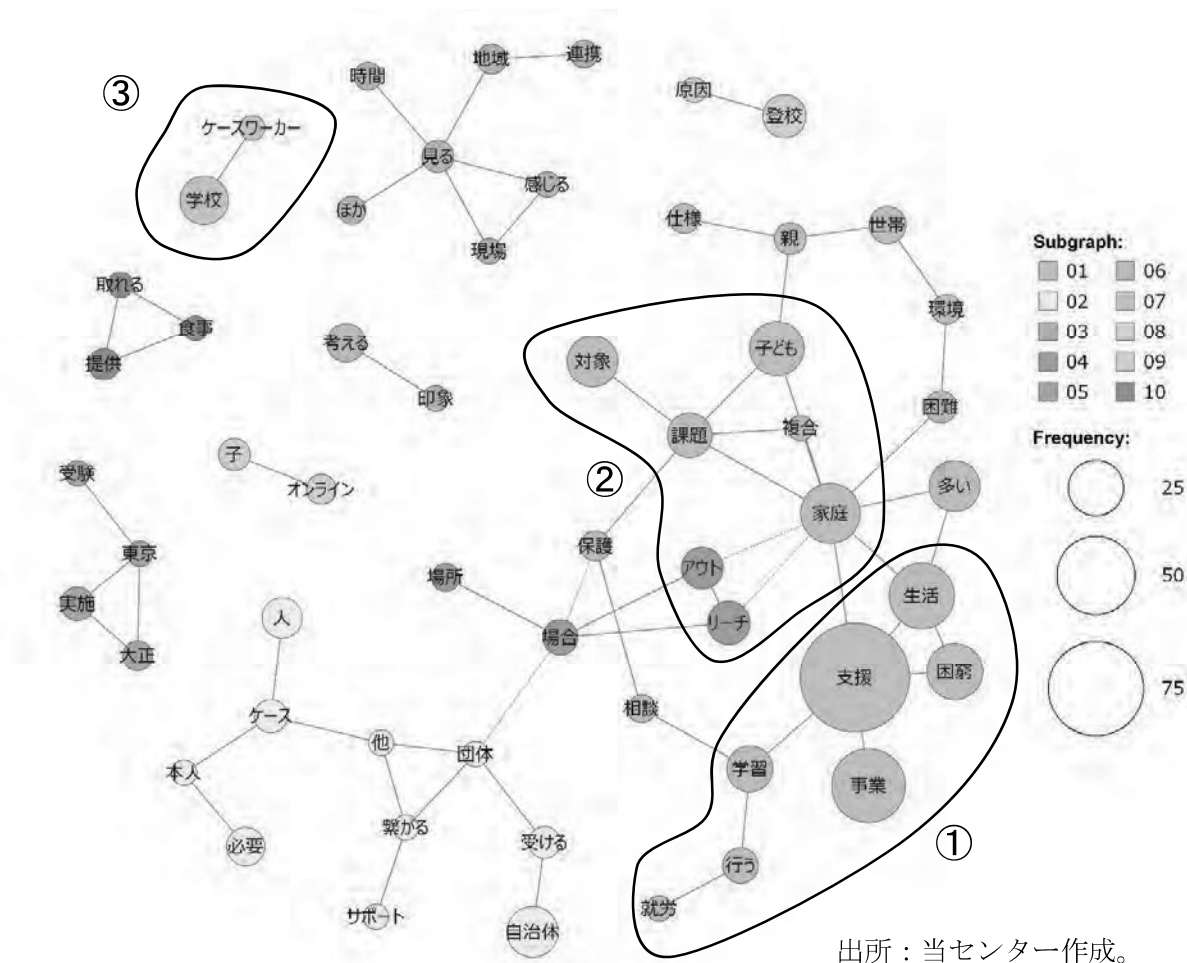
【母子父子自立支援員の認知度－①】厚生労働省の平成 28 年度「全国ひとり親世帯等調査」によると、「母子」「父子」「自立支援員」を利用したことがない人は 96%、制度を知らなかった人が 48.7%いることが分かっている。「ケア」「マネ」－ジャーのように普及している専門職のような役割としての認知が「必要」といえる。

【自治体の支援－②】「児童」「扶養」「手当」が「自治体」から受ける支援として主なものであることが分かる。このグループには他に関連する言葉がないことから、「自治体」と直接関係のある支援の幅を広げていく必要性を示唆している。

【子ども食堂の役割－③】父子家庭の情報源や相談し合える仲間も限られるとすれば、「子ども」「食堂」のような「食べる」だけではなく、「話」を聞いてもらえる居場所としての「意味」があることを広報していく必要がある。

【ホームページによる情報発信の工夫－④】働くことに多くの時間を取られ、相談に行くことができないことを想定すると「情報」「提供」を受けるのは「ホームページ」と推測できる。母子家庭だけではなく“父子家庭も支援の対象になる”と一目で分かり、内容を理解しやすい「ホームページ」作りを心掛ける必要がある。

(12) 株式会社キズキ（キズキ共育塾）

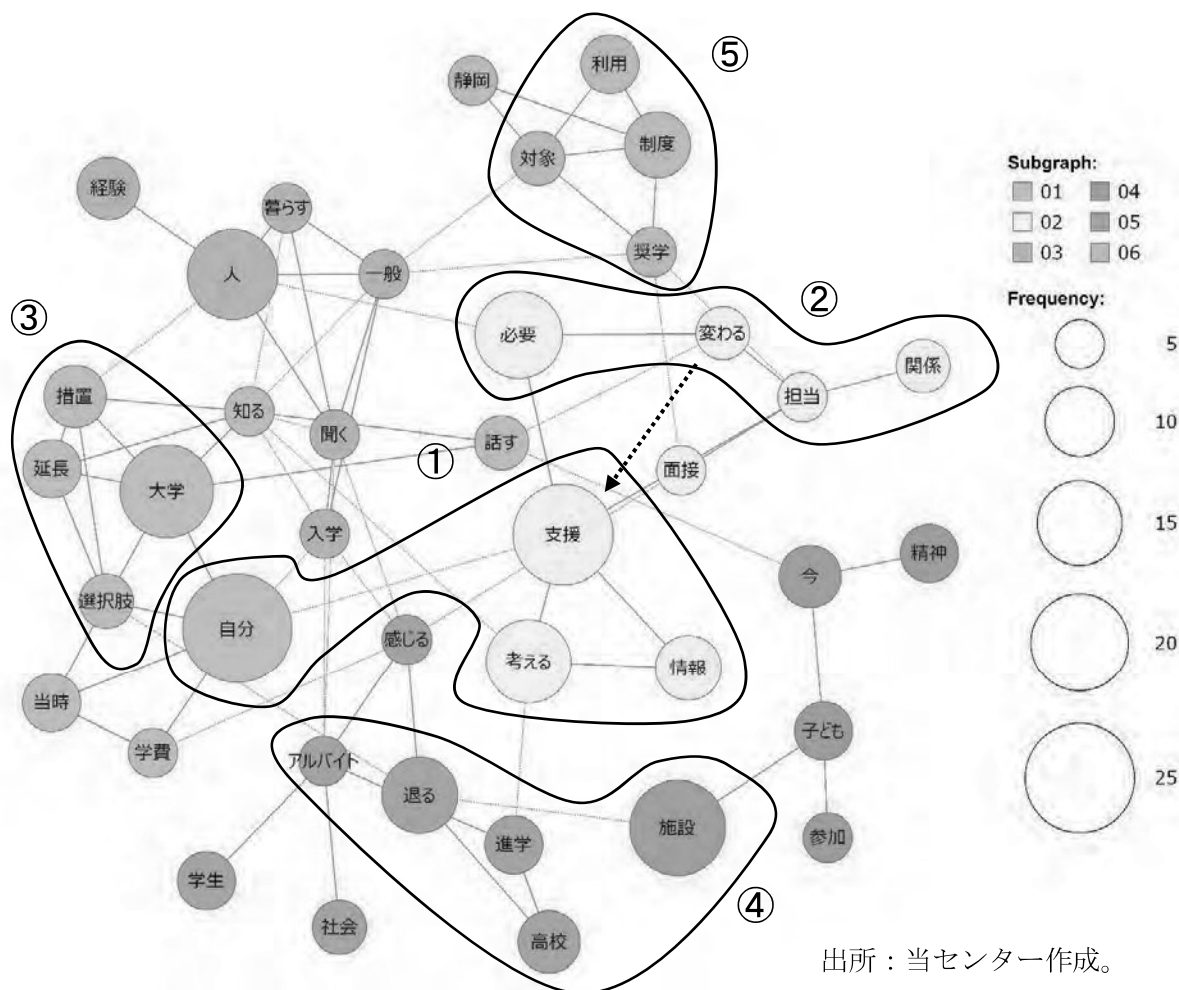


【生活困窮と学習ー①】「生活」「困窮」に対する「支援」が「事業」につながっていることから、行政からの委託又は自主「事業」として主体的に取り組んでいることが分かる。この団体の事業特性として、学習支援と就労支援を行っていることもあり、「学習」の度合いは「生活」「困窮」となる要因になるといえ、「学習」「支援」を行えば、その先の就職の道筋が見え、「生活」「困窮」を抜け出すことができると推測できる。

【課題の複合性ー②】この団体では主に「家庭」に「課題」のある人が「対象」となり得る。そして、それは「子ども」を取り巻く環境において「複合」的な要因で発生する「課題」であることが推測でき、「家庭」に対する「アウト」「リーチ」の必要性を示唆している。

【学校を起点とした支援の可能性ー③】「学校」や「ケースワーカー」との情報共有や、図中には出現していないが「学校」にはスクールソーシャルワーカーを置いているところもあるため、学校を起点とした支援のヒントを示唆している。一方で、この2つの語がほかのどこにもつながっておらず、独立していることから、連携が不十分であることが推察される。

(13) ケアラーバー



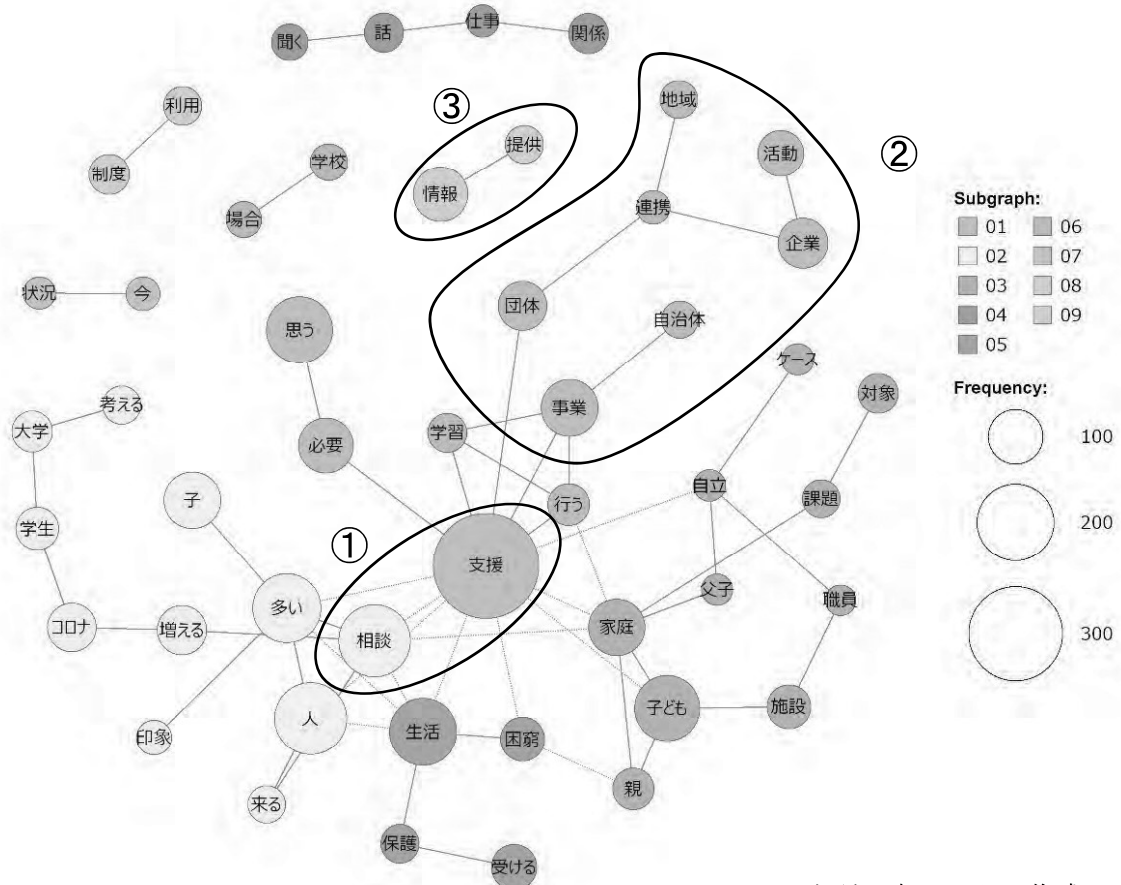
【自分一人で課題を抱えてしまうケアラーバーの実態－①、②】最も頻出している「支援」と「自分」に関連性があること（①）と、施設の「担当」が「変わる」ことにより「関係」性を維持できないと推測されること（②）が、「支援」に直接結びつかない結果を招いている。施設を出た後は、「自分」で「必要」な「支援」や「情報」を「考える」ことが求められ、ケアラーバーの孤立実態を表していると考えられる。

【進学と学費－③、④】「措置」「延長」が容易になされないことから「大学」などの将来の「選択肢」を狭めてしまう可能性があること（③）と、いずれは「施設」から「退」所しなければならないことを考えると、お金を貯めるために「アルバイト」をする、又は「アルバイト」が可能な「高校」を選ぶなど「進学」先の選択に影響がある（④）ことが推測される。

【選択肢に限られること－⑤】「奨学」金など補助を受けるため「制度」を「利用」することが前提となる。その「制度」の「対象」になる進学先や住居など、選択肢が狭まることを示唆している。

3 すべての団体をまとめた分析結果

ここまでの全13件のヒアリング議事録を一つのテキストデータとしてまとめて分析した。ヒアリング先団体の特性や発言量の多い団体の影響を受けることが考えられるものの、支援全般について次のようなことが読み取れた。



出所：当センター作成。

【支援の核は相談に対応できる体制ー①】適切な制度を案内できる、知識を持って困窮者の話を傾聴できる、他の専門機関へつなぐ等が機能することが求められる。

【民間と連携した自治体事業としての生活困窮者支援ー②】社会課題の解決を地域による「共助」に頼るばかりではなく、自治体が企業や団体と連携し、課題の解決に向かっていく必要がある。近年、企業のCSR（社会的責任）活動が盛んになり、社会的起業も注目を集めている。今後は、協働事業など企業と団体が対等に手を携えていける仕組みづくりが求められる。

【必要な人に必要な情報が届くような工夫と体制ー③】父子家庭など同じ悩みを持つ仲間数が少ない、外国籍など言語や文化の違いにより情報へのアクセスが限られるケース等、属性や困窮事情を配慮した情報の内容、発信方法を心がける必要がある。

用語の定義

○ 貧困（法令上の定義なし）

生活に必要な居住、食事、衣類等の生活必需品の調達ができないか、水道光熱費等の必要経費が支払えない状態をいう。

○ ひきこもり（内閣府の定義を修正）

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。

○ ケアラー（法令上の定義なし）

高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

○ 家出（法令上の定義なし）

家族や同居人に無断で自らの意思で家庭から抜け出ること。

○ 身寄りがいない（法令上の定義なし）

相談できる親族が一人もいない状態（ケアリーバーを除く）。

○ ケアリーバー（厚生労働省の定義）

児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者。

○ DV（内閣府の定義）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

○ 刑余者（法令上の定義なし）

罪を犯して刑務所や少年院に入所し、刑期を終えて出所した人や、刑期の3分の1（無期徒刑については10年）を経過して仮釈放になった人。

○ ひとり親（国税庁の定義を修正）

配偶者と死別、離婚、生死不明又は婚姻歴がない人で、生計を一にする子どもがいる人。

○ 児童虐待（児童虐待防止法の定義を修正）

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による暴行、わいせつ、暴言、拒絶等の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○ LGBT（厚生労働省の定義）

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字を取ったもの。

○ ワーキングプア（法令上の定義なし）

労働や経営により収入を得ているが、生活を維持する上で十分な収入が得られていない人。